

## 令和4年度 鳥獣捕獲スキルアップ研修業務仕様書

### 1 委託事業名

令和4年度鳥獣捕獲スキルアップ研修業務

### 2 委託業務の目的

本研修は、捕獲の担い手確保と捕獲従事者への指導的な役割を担う市町村鳥獣被害対策実施隊員や有害鳥獣の捕獲を行う中核的な狩猟者等を対象に、捕獲技術等のスキルアップに向けて必要な知識や技術を習得するための研修を実施し、効率的な有害捕獲の実施や県と市町村鳥獣被害対策実施隊、猟友会が連携した広域捕獲の効果的な実施に繋げることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4 委託料上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 5 業務内容

#### (1) 鳥獣捕獲スキルアップ研修の内容

ア 研修は、次の3テーマにおいて、座学及び実習を計4日間実施すること。

イ 原則として同じ内容の研修を県南部・県西部地域でそれぞれ実施すること。

テーマ	研修内容
野生鳥獣の生態と基本的な対策手法の習得 (1日間)	<b>【座学】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・イノシシ、シカ、サルの生態と被害対策の基本</li><li>・GPS データから見る行動特性</li><li>・集落環境点検</li></ul> <b>【実習】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・被害発生地の現地視察</li><li>・課題のまとめと対策方法の検討</li></ul>
野生鳥獣のモニタリング手法の習得 (1日間)	<b>【座学】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・イノシシ、シカ、サルを捕獲するために必要な生息状況を把握する方法について</li></ul>

	<p><b>【実習】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールド調査の基本</li> <li>・痕跡等の確認や自動撮影カメラの取り扱い方について</li> <li>・テレメトリー調査、GPS データのダウンロード方法</li> </ul>
<p>野生鳥獣の基礎的な捕獲手法の習得 (2日間)</p>	<p><b>【座学】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、シカ、サルを捕獲するために必要な基礎となる知識・技術について</li> </ul> <p><b>【実習】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くくりわな、箱わなの運用</li> <li>・わな発信器の運用</li> <li>・囲いわなと大型捕獲檻の運用</li> <li>・ICT 等を使用した捕獲</li> </ul>

ウ 受講対象者は、委託者が指定した者とする。

エ 受講者に対して研修の効果測定に関するアンケートを作成して集計すること。

オ 研修会の開催時期、内容及び実施場所については、委託者と協議して決定することとする。なお、受託者は、効果的な研修会となるよう、研修会の内容、実施場所等について、具体的な提案を行うこと。また、研修会実施場所の会場の借上げ、研修用資料の印刷、会場設営は委託者が行う。

カ 受託者は、効果的な研修を実施するために事前の研修地の下見、捕獲を含む実習のための準備等を行うこと。

## (2) 研修会のスライド等資料作成

研修会を実施するにあたり、委託者が作成したマニュアル及び過去の研修会等に使用したスライドを参考として、受託者がスライド等資料の原稿を作成する。

スライド等資料原稿の著作権は徳島県が帰属する。ただし、受託者が原稿デジタルデータの二次使用する場合、その使用を認める。

## 6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と併せて、記録写真や研修会スライド資料を含めた事業全体の報告書や成果物を提出すること。記録写真等については、データ形式で納品すること。

### (1) 提出期限

令和5年3月31日（金）

(2) 提出先

徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課

(3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実績報告書（研修会等指導内容、写真、研修会スライド資料等） 1部

7 その他

- (1) 受託者は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」その他関係法令を順守すること。
- (2) 受託者は、環境省登録の鳥獣プロデータバンクにおいて専門鳥獣がニホンジカ・イノシシ・ニホンザルの捕獲コーディネーター及び調査コーディネーターが在籍していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数及び開催方法を変更することがあること。
- (4) この仕様書に定めのないものについては、必要に応じて委託者と協議の上、決定する。